

# Network Tokyo

ネットワーク東京

2023  
4  
Vol.602

特集

個人情報保護法の概要と  
最近の改正点



# 新刊のご案内

令和5年3月から  
発売中



## 現場警備員 のための Q & A

素朴な疑問～大きな悩みまで、  
警備のフロが真剣にお答えしました

### こんな警備員にオススメ!

- ★ 警備員になって数年、こんなこと今さら聞けない…
- ★ 部下からの疑問、指導に悩む…
- ★ 顧客や内部の問題を未然に防ぎたい

「部下に考える力を付けたい」という方も是非!



### 目次 (一部抜粋)

- Q11 指導監督の実施回数 ●法令編 (全14問収録)
- Q26 巡回の速度 ●規律編 (全15問収録)
- Q32 少人数の災害対応 ●防災編 (全9問収録)
- Q50 鍵の紛失 ●応用編 (全12問収録)

※一般の書店では販売しておりません。東京マナビルでのご購入のみとなります。

【お問い合わせ】(公社)東京ビルメンテナンス協会 ☎ 03-3805-7555

# いつもキレイを維持できる。

抜群の耐薬品性を誇るソリッドシールに  
耐ヒールマーク性をプラスした、新たなフロアシール剤！



## SUSTAINA<sub>サステイナ</sub> SOLID SEAL TRAFFIC

ソリッドシール トラフィック

抜群の耐ヒールマーク性・耐薬品性



主剤：4.55kg



添加剤：0.45kg

### ▶ 抜群の耐ヒールマーク性

新世代のメンテナンスを可能にするフロアシール剤「ソリッドシール」に、さらに耐ヒールマーク性をプラスしました。



高耐久樹脂ワックス

ソリッドシール

ソリッドシール トラフィック

試験方法 高耐久樹脂ワックス、ソリッドシール、ソリッドシール トラフィックをそれぞれホモジニアスタイルに塗布し、乾燥後ゴムブロック片で強く擦り、傷や汚れの入り具合を観察

### ▶ 抜群の耐薬品性

塗装後急速に塗膜が緻密化するので液体が浸透しにくく、浸透しても強結合架橋が塗膜組織を守ります。



一般樹脂ワックス

ソリッドシール

ソリッドシール トラフィック

✕  
アルコールで白化  
(早い場合は5分程度で白化)

○  
白化しない  
(一晚乾燥後も)

○  
白化しない  
(一晚乾燥後も)

ソリッドシールトラフィック

検索



大切な場所には、きっと。

# 現場の声から生まれた 新しい形のポケット



## スマートケース

サイズ  
横 20cm  
高さ 21cm  
幅 2.4cm

### Point 1.

「シートは何度でも  
使用可能な防水仕様」



防水だから濡れたそうきんを入れても安心。  
シートは取り外しできるので洗って何度でも使えます。  
ケース自体も長持ちするスマートエコシート!

### Point 3.

「誰でも簡単にケースを  
取付けできる」

ベルトやループに簡単に取付け可能です!  
作業用途を問わないスマート仕様!



### Point 2.

「着脱可能なシートが  
簡易ゴミ袋に変身!!」



近くにゴミ箱がなくても平気。  
シートは取り外しできるので拾って溜めたゴミをいつでも簡単に捨てられます!

高さ  
21 cm

横 20 cm

### Point 4.

「スマート。  
だけど必要な収納力」

メモとペン!  
必要な道具を収納するスマートスペース!!



ユニフォームに大きな真心をこめて……

株式会社 **大真**

(公社)東京ビルメンテナンス協会 賛助会員

TEL.03-3865-2191 FAX.03-3865-2188

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第一東(あずま)ビル3F  
http://www.u-taishin.jp E-mail:info@u-taishin.jp

ユニフォームについても  
なんでもご相談下さい。



(お問い合わせはお気軽に!! FAXでも受け付けております)

会社名			
住所			
TEL		ご担当者名	
ご希望数量	個	ビルメン斡旋価格	¥1,580-
※発送はヤマトコレクト等、代金引換とさせていただきます。			

## 「中小企業の割増賃金率引き上げリーフレット」を作成

**令** 和5年4月から中小企業にも月60時間超の時間外労働に対して、50%の割増賃金率が適用された。

協会ではビルメンテナンスの現場で知ったクシリーズの第4弾として、注意すべき点や「所定」と「法定」の違いといった間違いやすいポイントなど、Q&A形式で専門家がわかりやすく解説するリーフレットを作成した。

本リーフレットは協会ホームページで閲覧可能となっているので、各社の労務担当者は適切な労務管理のための参考としていただきたい。

(URL) <https://www.tokyo-bm.or.jp/seminar/library.html>



## 「ビルメンテナンス業 ヒヤリ・ハット事例集」を作成

**当** 協会が毎年開催している労働安全衛生大会に合わせて、会員の皆様から募集しているヒヤリ・ハット事例をもとにした冊子を作成した。

重大な事故を防ぐには、その背後で起きている多数の無傷災害、いわゆる「ヒヤリ・ハット」を見逃さないことが重要である。労働災害の撲滅のため、ヒヤリ・ハットの段階で事故を未然に防ぐことに全社で取り組んでいただくため、様々なシチュエーションを想定した事例をわかりやすく網羅している。

会員価格：1,100円（税込）

一般価格：2,200円（税込）

(URL) <https://www.tokyo-bm.or.jp/manabuil.html>



## 令和4年度調査報告書が完成しました

令和4年度の調査報告書3点が完成した。協会ホームページより閲覧可能なため、是非ご覧いただきたい。

<https://www.tokyo-bm.or.jp/seminar/library.html>



### ①清掃状況の「見える化」に関する調査報告書 ～作業方法別での数値比較～ (建築物衛生管理委員会)

3年度より清掃状況の「見える化」をテーマに、科学的な根拠に基づいた清掃方法に着目し、施設用途の異なる現場にてATP測定器を使用して清掃前後の汚れの数値化を行った内容を報告書にまとめた。

本報告書では、ATP測定器を複数の現場で使用し、資材と洗剤の組み合わせを変更して、効果比較の実態調査を行っている。



### ②防火・防災管理業務に関する実態調査報告書 (警備防災委員会)

近年は、各地で異常気象に起因する自然災害が増加傾向にあり、また、東京都では首都直下地震等の被害想定が10年ぶりに見直された。

防火・防災はビル管理の基本的要件であり、ビル関係者にとって重大な関心事である。このような状況をふまえ、会員各社における防火・防災業務の状況や、当協会に対する要望等の調査結果を報告書としてまとめた。



### ③職場におけるチーム力向上のための調査報告書 (建築物施設保全委員会)

職場で発生する事故や顧客へ提供する品質の低下について、原因や真因を追及すると職場の人間関係やチームワークに起因するものが、その背景に数多くみられる。

こうした事例から、4年度の調査研究として『職場におけるチーム力向上』についてアンケートを行った調査結果の報告書を作成した。



## Topics

「中小企業の割増賃金率引き上げリーフレット」を作成	
「ビルメンテナンス業ヒヤリ・ハット事例集」を作成	3

## Clip Board

令和4年度調査報告書が完成しました	4
-------------------	---

## 特集

<b>個人情報保護法の概要と最近の改正点</b>	<b>6</b>
--------------------------	----------

## 理事会報告

令和5年度事業計画及び予算を承認	16
------------------	----

## Special

令和5年度 事業計画 令和5年度 予算	22
---------------------	----

## Series & Regular

連載 社会の主な出来事	27
連載 なんでも相談コーナー	28
連載 おすすめ製品コーナー	29
告知板/協会からのご案内済み一覧	30
編集後記	31

## Cover Story

テーマ：東京都の重要文化財

### 有章院霊廟二天門



有章院（ゆうしょういん）は江戸幕府第7代将軍徳川家継の院号。有章院霊廟（れいびょう）は第8代将軍吉宗が芝増上寺境内に建立し、日光東照宮に劣らないと称されたほど豪華であった。1945年の東京大空襲で二天門（にてんもん）を残して焼失。2015年から約4年間の工事を経て、2019年に色鮮やかに修復された。

### About Us

公益社団法人  
東京ビルメンテナンス協会  
設立

昭和37年（1962年）5月15日

公益社団法人移行

平成23年（2011年）2月1日

会員数

正会員511社／賛助会員69社  
（令和5年3月31日現在）

# 個人情報保護法の改正点の概要と最近の改正点

企業による個人情報漏洩の事案が取りざたされる  
昨今において、個人情報保護法の整備により、企業  
に求められる個人情報取扱いの要件は益々厳しく  
なっている。

本特集では、個人情報の取扱いに詳しい弁護士  
澤井康生氏に、覚えておくべき法律のポイントや中  
小事業者が備えておくべき措置、もし情報を漏洩し  
てしまった場合の対応等について解説いただいた。  
今後も更に取扱いが厳しくなっていく個人情報に  
ついて、この機会に改めて自社における情報の取扱  
いを見直していただきたい。



弁護士 澤井康生 氏

〈経歴〉

- 1994年 警察庁入庁 警察庁生活安全局や同刑事局にて警察関係の法令の企画立案業務に従事。
- 2003年 旧司法試験合格
- 2005年 東京弁護士会弁護士登録
- 2008年 早稲田大学大学院ファイナンス MBA 修了
- 2011年～2015年 東京簡易裁判所非常勤裁判官就任
- 2014年 公認不正検査士試験合格
- 2020年 陸上自衛隊予備自衛官試験合格
- 2021年 金融コンプライアンスオフィサー試験1級合格
- 現在 秋法律事務所 パートナー弁護士



第1

個人情報漏洩で数百万円の損害賠償も？

個人情報の漏洩で漏洩元の企業が責任を負う事態になっても「損害額はそれほど高くないのでは」と誤解されている方もいると思いますが、損害額が数百万円単位となるケースもあります。

これは実際に起きた東京地裁平成21年12月25日判決の事件です。この事件は、大手企業からホームページデザインの業務委託を受けた中小企業が、この業務によって取得した大手企業管理にかかる個人情報を外部に流出させてしまった事件です。

判決は、当該中小企業が取引先の大手企業から預かった個人情報について、客観的に見て通常要求される管理をしなければならぬ立場にあったとしたうえで、当該中小企業の社員がウイルスに感染した私有パソコンを使用したことにより、個人情報を外部に流出した事実を認定しました。

そのうえで損害賠償の範囲については以下のものが認められました。

①データ解析費用約200万円。これは個人情報流出の原因を調査するために、大手企業が外部の専門業者にデータ解析を依頼して調査を行うために支払った費用です。

②業務交通費等約17万円。これは大手企業の社員が情報漏洩した顧客への対応に要した交通費、人件費、贈答費用などです。

③インターネット監視費用約16万円。これは大手企業が外部に流出した個人情報電子掲示板などに掲載されていないかどうかを監視するために、専門業者に支払った費用です。

④大手企業の社員の時間外手当費用約140万円。これは大手企業社員が情報流出事件について流出データの内容確認、関係者に対するヒヤリング、顧客への調査報告書作成などに対応するために要した残業代相当費用です。

⑤顧客への謝罪費用約54万円。これは大手企業が個人情報を流出した顧客への謝罪に要した費用です。

これらの損害額合計約430万円が判決で損害賠償金額として認められました。

上記裁判例からもわかるとおり、個人情報を漏洩させてしまった企業としては原因調査や再発防止、顧客への謝罪、インターネットの監視、それらに要する人件費などを負担しなければならぬケースもあります。要は、個人情報の漏洩と因果関係の認められる全ての損害について

損害賠償義務を負うリスクがあるということになります。

この裁判例からも企業、特に大手企業と取引する中小企業においては、個人情報の漏洩に細心の注意をもって取り組まなければならないことがおわかりいただけたのではないのでしょうか。ということ、第2の部分ではよく聞く個人情報保護法という法律について、ゼロからわかりやすく解説していきます。

第3の部分では個人情報保護法ガイドラインに基づき、中小規模事業者求められる安全管理措置について解説していきます。

第4の部分では個人情報が漏洩してしまった場合の個人情報保護委員会への報告の義務とやり方について解説します。



## 第2

# 個人情報保護法って

## 何？

## 1 個人情報保護法制定の背景と内容

### (1) 背景

世界各国でインターネットなどの普及に伴い、データ流通が急速に進み、個人情報の取扱いに起因する個人の権利利益侵害などの問題が不安視されはじめました。1980年に欧米諸国や日本が加盟するOECD（経済協力開発機構）が、個人情報の収集制限や目的明確化、利用制限など原則が盛り込まれたガイドライン「OECD 8原則」を打ち出しました。

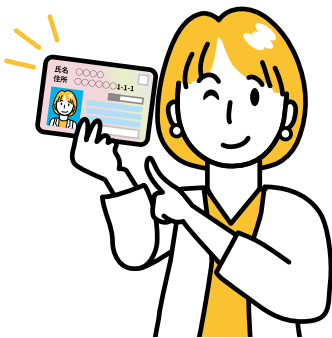
1995年にEU（欧州連合）が制定した「EU指令（個人データ保護指令）」が、EU域外の第三国への個人情報の移転の制限についても定められていたため、日本も対応すべく平成15

年（2003年）に「個人情報保護法」が制定され、平成17年（2005年）4月1日に「個人情報保護法」が完全施行されました。

### (2) 個人情報とは

平成15年（2003年）に制定された個人情報保護法の「個人情報」とは「生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、顔写真その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」とあります。

その後、平成27年（2015年）の改正では、「個人識別符号」（その情報単体から個人を特定できる符号）が新たに定義されました。具体的には①指紋、DNA、顔認証データなどの身体の一部の特徴を変換した符号や、②マイナンバー、パスポート、運転免許証の番号などの個人に対して割り当てられる公的な番号が、これにあたります。



### (3) 基本的な4つのルール

事業者が守るべき4つのルールについて解説します。

#### 事業者が守るべき4つのルール

##### ① 取得・利用

- 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- 利用目的を通知又は公表する。

勝手に使わない！

##### ② 保管

- 漏えい等が生じないように、安全に管理する。
- 従事者・委託先にも安全管理を徹底する。（持ち運ぶ場合も要注意）

なくさない！漏らさない！

##### ③ 提供

- 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。

勝手に人に渡さない！

##### ④ 開示請求等への対応

- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。

お問い合わせに対応！

(※) ②～④は個人情報をデータベース化（特定の個人を検索できるようにまとめたもの）した場合にかかるルールです。なお、これらの個人情報データベース等を構成する個人情報を、「個人データ」といいます。

① 取得・利用に関するルール

- ・ 利用目的を特定して、その範囲内で利用すること
- ・ 利用目的を通知又は公表すること
- ・ 適正な方法で取得すること

個人情報を取得するときの基本的なルールは、あらかじめ利用目的をできる限り特定する、利用目的の範囲内で個人情報を取り扱う、個人情報は適正な方法で取得する、取得する際には利用目的の通知公表を行うこととなります。

② 保管に関するルール

- ・ 漏えい等が生じないよう、安全に管理すること
- ・ 従業者・委託先にも安全管理を徹底すること

取り扱う個人情報が、正確で最新の内容に保つことに取り組むほか、個人データの安全性を確保するために、従業者や委託先の監督をしっかり行うことが求められます。

③ 提供に関するルール

- ・ 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得ること
- ・ 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録すること

あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはいけません。同意の取得に当たっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければなりません。

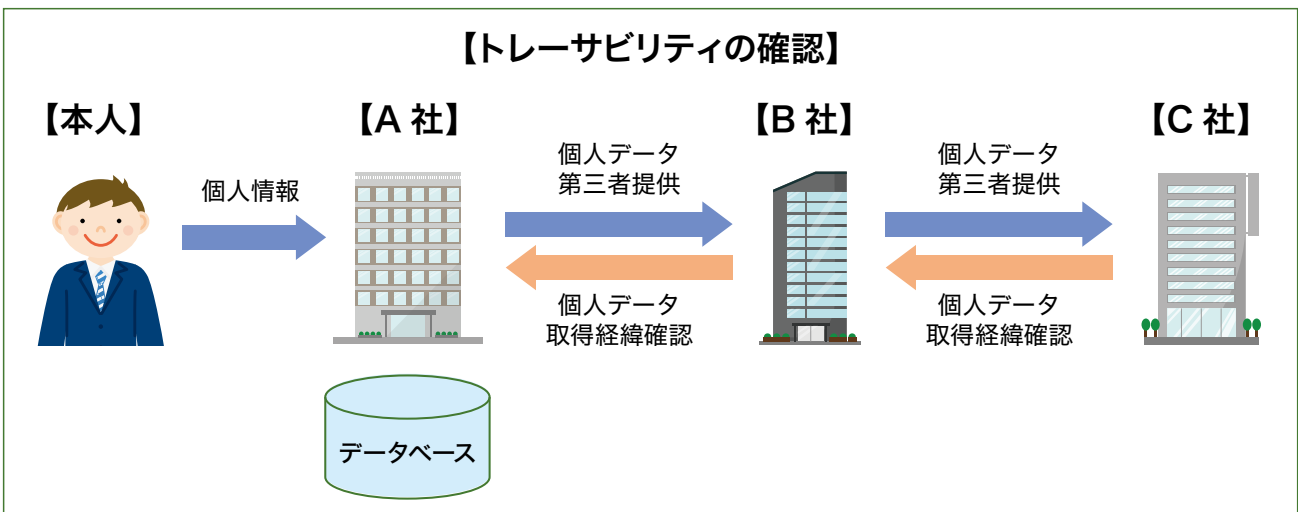
第三者から個人データを受領する場合には、個人情報保護委員会規則に基づき、受領者は提供者の氏名やデータの取得経緯等を確認、記録し、一定期間その内容を保存しなければなりません。第三者に個人データを提供する場合も、提供者は受領者の氏名等を記録し、一定期間保存しなければなりません。

④ 開示請求等に関するルール

- ・ 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応すること
- ・ 苦情等に適切・迅速に対応すること

第三者からの受領・提供の記録

【トレーサビリティの確認】



## 2 個人情報保護法の改正

### (1) 概要

平成15年(2003年)の法律制定後、個人情報に関するデータを活用する範囲が広がりました。時代と共に当時は想定していなかったデータの活用法や、社会情勢が変化しています。平成27年(2015年)以降に頻繁に改正されています。以下では主な改正点を紹介していきます。

### (2) 主な改正点

- 個人情報件数5000人要件の撤廃  
個人情報保護法制定当時は個人情報件数5000人以上の事業者に限って適用されるとされていましたが、この要件は撤廃されました。つまり、現在は個人情報1件の事業者でも適用されるようになりました。
- 個人識別符号も個人情報に含まれるとされました。  
個人識別符号とは「特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために

変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別できるもの」

(代表例としては指紋データ、顔認証データ、DNA)「個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に關し割り当てられ、または個人に販売される商品の購入に關し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができもの」(代表例としてはマイナンバー、免許証番号、基礎年金番号、旅券番号)。

### ● オプトアウト規定の新設

本人の同意ない場合でもあらかじめ個人情報保護委員会が定めるところにより、本人に通知し本人が知り得る状態に置くとともに個人情報委員会に届出を行えば個人データを第三者提供できるようになりました。(ただし要配慮個人情報を除きます)これは名簿業者などを対象とした規定です。

● 外国の第三者への提供に関する規定の整備がされました。

● 第三者提供にかかる提供者の記録義務が課されました。

● 事業者が個人データを第三者に適法に提供したときは個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければなりません。

● 第三者提供にかかる受領者の確認義務が課されました。

● 事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより個人データ取得の経緯等を確認しなければなりません。

### ● 保有個人データに関する事項の公表

事業者は、保有個人データに關し、一定の事項について、本人の知り得る状態に置かなければなりません。

● 本人からの開示請求、訂正請求、利用停止請求

今までは個人情報の主体である本人の権利性を正面から認める規定がなかったのです

が、本人の請求権が明文で認められるようになりました。これはこれらの権利が侵害された場合に本人が事業者を訴えられるようになったことを意味します。

● 苦情処理体制の整備義務が課されました。

● 要配慮個人情報の取得禁止

要配慮個人情報とは「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」

● 匿名加工情報の利活用

匿名加工情報とは「特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように加工された個人情報のこと」(代表例としてビッグデータ)

● 匿名加工情報に対する安全管理措置

● 匿名加工情報の項目の公表、第三者提供する場合の項目の公表

● 本人を識別する目的で他の情報との照合禁止

● 個人情報データベース等不正提供罪

従業員等が不正な利益を図る目的で個人情報データベースを盗用した場合は1年以下の懲役または50万円以下の罰金

### 3 令和2年改正内容のポイント (令和4年4月施行)

平成27年(2015年)の個人情報保護法の改正以来、AI・ビッグデータなどの情報新技術の進歩や社会・経済情勢の変化を踏まえて、3年ごとに内容を見直す規定も定められました。令和4年(2022年)に施行されたのは、この規定に沿って行われたものです。ここから改正のポイントについて解説します。

#### 1 ポイント 本人の権利保護が強化

改正前は、不正に取得されたデータのみが利用停止・消去を求められる対象でした。改正後はこれに加えて、個人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合も利用停止・削除を請求できます。

#### 2 ポイント 事業者の責務が追加

改正前はデータの漏えい事故が発生した場合でも、報告や通知が義務ではありませんでした。改正後は、データが流出し、個人の権利利益を害するおそれが大きい際は、個人情報保護委員会への報告と本人への通知が義務化されました。

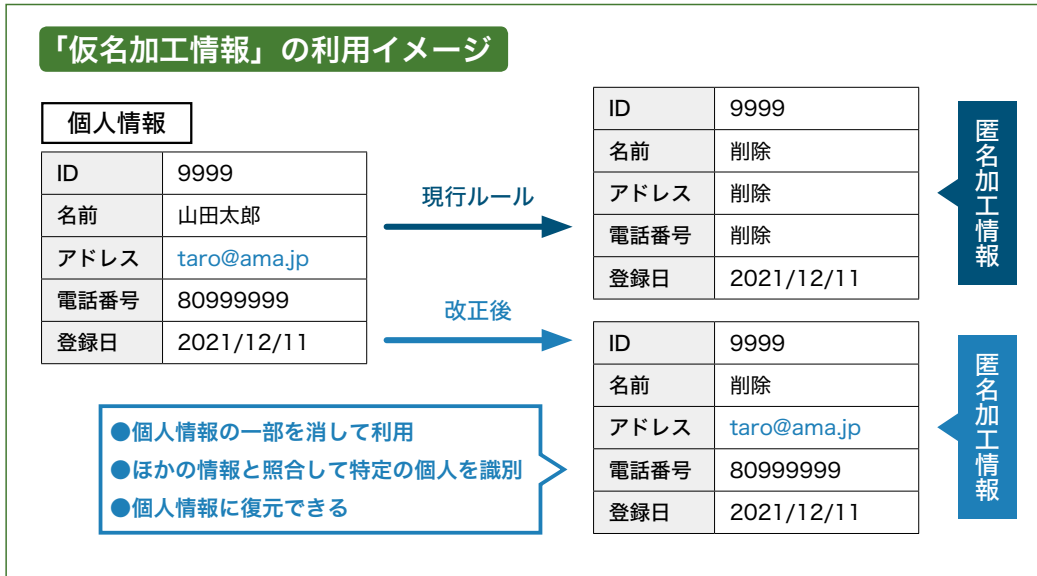
#### 3 ポイント 企業の特定分野を対象とする 団体の認定団体制度を新設

苦情処理や対象事業者への情報提供を行う「認定個人情報保護団体」として、民間団体を認定する認定制度があります。従来は該当する企業のすべての分野が対象となっていたものの、改正により特定分野のみ対象にすることも可能になりました。専門性を活かした取り組みや、事業者の自主的なデータ保護への取り組みが促進されることなどが期待されます。

#### 4 ポイント データの利活用の促進

これまで事業者がデータを利用する場合は、個人が特定できないような加工をしたときでも、利用目的を明確にして、本人に公表するよう求められていました。しかし改正により、その人が誰なのか、他の情報と照合しない限り特定できないような加工をして活用・保管すれば、開

示・利用停止請求への対応などの義務が緩和されました。具体的には、氏名を削除または置換、クレジットカード番号などの財産的被害が生じるおそれがある番号を削除するなどの措置が求められています。



		懲役刑		罰金刑	
		旧	改正後	旧	改正後
個人情報保護委員会からの命令への違反	行為者	6月以下	1年以下	30万円以下	100万円以下
	法人等	—	—	30万円以下	1億円以下
個人情報データベース等の不正提供等	行為者	1年以下	1年以下	50万円以下	50万円以下
	法人等	—	—	50万円以下	1億円以下
個人情報保護委員会への虚偽報告等	行為者	—	—	30万円以下	50万円以下
	法人等	—	—	30万円以下	50万円以下

**ポイント 5**  
法令違反に対する罰則が強化

今回の改正で、個人情報保護委員会からの措置命令の違反、個人情報データベースなどの不正提供、個人情報保護委員会への虚偽報告などをした際の罰則が重くなっています。特に重くなったのは、法人などが個人情報保護委員会からの措置命令に違反した場合と、個人情報データベースなどを不正提供した場合です。いずれも法令違反をした際の罰金が1億円以下と大幅にアップしました。なお、こちらは他の改正点に先駆けて令和2年（2020年）12月12日に施行された改正点です。

**ポイント 6**  
個人関連情報の新設

個人関連情報とは、生存する個人に関する情報で個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものとあります。具体的には、Cookie等の端末識別子を通じて収集された個人のウェブサイト閲覧履歴、IPアドレス、個人の商品購入やサービスの履歴、位置情報なども該当します。これらの個人関連情報について、提供元では個人データに該当しないものの、第三者（提供先）にわたると個人データになりうる場合は、本人同意が得られていることの確認が義務付けられました。つまり個人関連情報を提供するとき、提供元が提供先に対して本人の同意を得ていることを確認しなければなりません。

**代表例**

A社（IDに基づく購買履歴を保有する通販会社など）

↓B社（IDに基づく個人データ保有するクレジット会社など）

↓B社（IDを使用して自社内の個人データと結合することで当該会員の購買履歴を分析することが可能となります）

第3

中小企業として  
取るべき対策とは

1 対策のポイント

個人情報保護法の改正によって、中小企業を含む事業者には守るべき責務が増え、個人情報保護法違反をした場合の罰則も強化されました。そのため中小企業でも、個人情報の管理をより一層徹底する必要があります。

(1) 個人情報の利用状況を  
確認する

自社でどのような個人情報を取り扱っているのか、その利用状況を確認しましょう。不適切な利用がされていないか、情報提供者の権利や利益を侵害する恐れがないかといった点を確認します。改正により、個人の権利や利益を侵害する可能性がある場合は、個人データの利用停止

や消去を求められることもあります。

(2) デジタルデータによる開示請求  
への対応準備を進める

企業が保有する個人データをデジタル上で開示するためには、デジタルデータによる開示請求への対応が必要になります。請求者が、デジタルデータでの提供を含む開示方法を選択できるようにするため、個人情報のデジタル化を進めるのはもちろんですが、開示請求に対する対応体制を事前に築いておく必要があります。

(3) 従業員に個人情報の取り扱い  
について周知・教育する

中小規模事業者は法第24条に基づき従業員に対する監督をしなければなりません。個人データの取扱いに関する留意事項について従業員に定期的な研修を行うことが必要です。また、秘密保持に関する事項を社内規定等に盛り込むことも大切です。

(4) 情報漏洩が発生した際の  
対応方法を見直す

個人情報漏洩した際の報告義務が追加され

ため、対応方法の見直しが必要です。あらかじめ情報漏洩を見越した業務フローや対応マニュアルを確立しておく必要があります。

2 個人情報漏洩事例と対策

ここでは、近年実際に起きた個人情報漏洩の具体的事例を基にした対策を例示します。

1 株式会社A社の従業員による  
顧客情報の不正持ち出し事件

A社は、同社子会社の従業員が転職に際して個人情報を含む64件の顧客情報を不正に持ち出していたことを発表。同社は元従業員に対して刑事告訴を行い、元従業員が逮捕された事件。

従業員による顧客情報の不正な持ち出しケースです。類似の事件は多く発生しています。この事例のような転職に際して、職先に顧客情報や技術情報を提供することをいわゆる「手土産転職」といいます。また、この類型の他にも会社に対する不満や怨恨を理由としたケースもあります。

対策として、会社内の内部ルールの策定や、社員が働きやすい環境の整備、社員の満足度を調査するための定期的な面談、社

員のコンプライアンス意識の向上が必要になります。

## 2 株式会社B社による

### HDD紛失による個人情報漏洩

B社が顧客情報が記録された外付けHDDを紛失し、個人情報を流出させてしまった可能性があると発表した事件。

この紛失したHDDには、氏名や住所を含む個人情報、3万件以上含まれていた可能性があるとのことです。このようにHDDやUSBメモリなどの情報媒体の紛失による個人情報の漏洩は数多く発生しています。

これに対する対策としては、個人情報の持ち出しについて社内ルールの策定や社員の情報リテラシー教育があげられます。

## 3 株式会社C社のクラウドサービスの

### 閲覧権限の設定ミスによる情報漏洩

C社が管理するクラウドサービスにおいて、閲覧権限の設定ミスにより、最大1万人以上の個人情報が漏洩した事件。

C社が申請書類をアップロードするクラウドサービスを展開していたところ、本来は

自社の申請書類以外は閲覧できないはずが、担当者の設定ミスにより、事業者同士で相互に他社の申請書類を閲覧できるようになっていたものです。社員の人的なミスを理由とする個人情報漏洩といえます。

これに対する対策としては、担当者として上によるダブルチェック体制の構築などがあげられます。

## 4 株式会社D運営のオンラインショップに

### おけるクレジットカード情報漏洩

D社がクレジットカード決済を用いたオンラインショップを展開していたところ、同ショップを利用した7000人以上のカード情報が漏えいした事件。

悪意を持った第三者がシステムの脆弱性を攻撃し、決済アプリケーションの改ざんが行われました。この手法はいわゆる「Webスキミング」と呼ばれており、国内外を問わず様々な企業が被害にあっています。同社は情報漏洩の把握から発表までに約半年の期間を要しており、その間も不正利用が発生し続けていたことから、D社の対応の遅さを批判する声が上がりました。

これに対する対策としては、システムの脆弱性をカバーするセキュリティソフトの

導入と更新。情報漏洩事故が発生した場合に速やかに対処する危機管理対応マニュアルの策定があげられます。

## 5 鉄道会社のオンライン予約システムに

### 対する不正ログイン

鉄道会社A社がオンライン予約システムを運営していたところ、リスト型攻撃により3000人以上の会員のアカウントに不正ログインが行われた事件。

この攻撃により会員の氏名、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、クレジットカード情報の一部の情報が漏洩したようです。

リスト型攻撃とは何らかの手段によりIDとパスワードの組み合わせを入手し、不正ログインを試みる手法です。

これに対する対策としては、主にログイン回数の制限設定、不正アクセスの検知システムの導入、強固なパスワード設定などがあげられます。





第4

個人情報漏洩時の  
報告の義務化

1 報告の義務化

個人情報漏洩が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合、個人情報保護委員会への報告、それから本人への通知が義務化されました。

個人情報保護委員会

( <https://www.ppc.go.jp/> )

2 どういう場合に報告するの？

個人の権利利益を害するおそれが大きい場合とは以下のような場合です。

「要配慮個人情報の漏洩」  
従業員の健康診断結果が漏洩した場合など

「財産的被害のおそれがある漏洩」

決済機能があるログインIDとPWの漏洩やクレジットカード番号の漏洩した場合など（住所、電話番号、メールアドレス、SNSアカウントなどはこれには該当しません）

「不正の目的によるおそれがある漏洩」

不正アクセスにより個人データが漏洩した場合など

「1000件を超える漏洩」

システム設定ミスによりネット上で1000人以上の個人データの閲覧が可能なお状態が生じた場合など

3 漏洩報告のタイミングはいつ？

まずは速報、それから確報しなければなりません。

速報は、報告対象の事態を知ってから概ね3〜5日以内にその時点において把握している内容を報告しなければなりません。

確報は、報告対象の事態を知ってから概ね30日以内（不正の目的によるおそれの場合には60

日以内）に全ての報告事項を報告しなければなりません。

第5

最後に

ここまで個人情報保護法の内容解説、そして同法ガイドラインに基づき、特に中小規模事業者者に求められる安全管理措置、情報漏洩時の対応について説明してきました。

情報漏洩が起きてからでは手遅れですので事業者としては、日頃から顧問弁護士に相談するなどして安全管理措置に努めるようにしましょう。



# 理事会報告

## 令和5年度事業計画及び予算を承認

■日時 令和5年3月7日(火) 午後2時55分～午後3時53分  
■開催場所 ビルメンテナンス会館4階会議室  
■理事・監事数 理事20名、監事3名  
■出席者 理事19名、監事3名

### ■審議事項

第1号議案 入会の承認について  
その1 正会員 株式会社サニークリーンサービス  
その2 正会員 ファーストビルサービス株式会社

第2号議案 継続入会の承認について  
正会員 株式会社OSCクリンネス  
第3号議案 令和5年度事業計画について  
第4号議案 令和5年度予算について  
第5号議案 令和5年度資金調達及び設備投資の見込みについて  
第6号議案 第13回定時総会の招集について  
第7号議案 委員会委員の追加選任について

Photo:チューリップ

### 1 会長あいさつ 佐々木会長

オミクロン株が終焉に向かっているらしいというところで、大変喜ばしい。一方、ロシアの侵攻が収まらず、その影響はいろいろな形で出ている。これも早く収まってくれるように願わずにはいられない。

来週13日からの、マスクの着用について政府から方針が出た。原則としてマスクを外していいということ。それから、5月8日には2類から5類に移るといふ。こうした中、経済の活性化が一番大事だと思うので、気を緩めることはなく必要な対応をした上で、しっかりと経済を回していければいいと考える。また、協会の新年度の各種行事や講習についても、通常に戻すことができるという。ありがたいことである。

さて、先般のトルコ・シリア北東部地震では、皆様が大変ご苦労されている。特にシリアは大変だと思うが、早く国がそういう方たちのケアをしっかりとしてほしいと願っている。

本日は審議事項が多くある。入会の審査に加え、5年度の事業計画、予算についてもご審議いただきたい。よろしくお願ひします。

### 2 審議事項

#### 第1号議案 入会の承認について

木村総務委員長

その1 正会員

株式会社サニークリーンサービス

その2 正会員

ファーストビルサービス株式会社

標記の件について提案説明があり、それぞれ全会一致で承認された。

#### ■提案説明

その1 株式会社サニークリーンサービスは、平成24年に建設会社の株式会社久保工の子会社として設立された。姉妹会社である株式会社サニースペースは既に当協会の会員となっている。清掃業をメインに活動しており、東京都への1号登録を機に、ブランド力向上を目的として入会を希望している。推薦会社は、株式会社サニースペースである。

その2 ファーストビルサービス株式会社は、平成2年に設立され、清掃業をメインに、警備業や樹木剪定・伐採等を行っている会社である。資格取得や人材育成を目的として入会を希望している。推薦会社は、株式会社施設管理サービスである。



第2号議案 継続入会の承認について

木村総務委員長

正会員 株式会社OSCCリネス

標記の件について提案説明があり、全会一致で承認された。

■提案説明

株式会社OSCCリネスは、スーパーのオリンピックの子会社である。同社は、昨年12月、会員であった株式会社フォルムの会社分割により設立された。引き続き店舗清掃業や廃棄物管理業を行うため、継続入会の申込みがなされた。

第3号議案 令和5年度事業計画について

高橋専務理事

令和5年度事業計画について、関連がある第4号議案令和5年度予算、第5号議案令和5年度資金調達及び設備投資の見込みとともに一括して提案を受けた後、個別に採決され、いずれも全会一致で承認された。

■提案説明

新規事業や拡大・縮小した事業、終了した事業など、前年度と比べて大きな変化があった事業のうち、主なものを説明する。

1 新規の事業

建管では、ワックスフリーを標榜する床材の登場など、近年の床材の多様化を受け、新たな床材のメンテナンスに関する調査を行うとともに、初心者のための洗剤基礎知識講習を開催する。

障がいでは、『よくわかるビルクリーニング技能検定3級指導者向けポイント集』を、労務では、動画『現場管理者向けロープ高所作業の安全対策』を作成する。

警備では、重要な確認ポイントをまとめた下敷きを作成。

保全では、『設備管理責任者のためのQ&A』と『ビル設備管理テキスト(初級編)』を、いずれも2か年かけて改訂するほか、ビル遠隔監視による常駐設備員の省力化についての調査研究を行う。

2 隔年開催の事業

ビルクリーニング技能競技会は開催年である。

海外研修視察及び役員・委員の改選後に実施する「役員・委員の集い」については、コロナ禍が収まりつつあることから、いずれも数年ぶりに開催する。

ビルメンテナンスフェアは、今年は開催年ではない。

3 事業の拡大

建管では、専門講習、洗剤の基礎知識を開始する。

保全では、専門講習、ビルの電気設備、ポンプの基礎知識の実施回数を増やす。障がいでは、障がい児に対する自立支援事

業での訪問回数増を、また障がい者就労支援派遣事業では、派遣回数増を図る。労務では、リスクアセスメント講習の回数を拡大する。

4 事業の縮小

警備は、政令改正に伴う受講生の減少を受け、新任警備員教育、現任警備員基本教育講習、現任警備員業務別教育(1号・2号)講習の実施回数を減らす。

5 事業の終了

建管の清掃状況の「見える化」に関する調査をはじめ、調査研究が終了したり印刷物が完成するなど、いずれも所期の目的を達成したため終了する。

6 その他

アビリンピック東京大会については、毎年開催に協力している。

第4号議案 令和5年度予算について

榎本財務委員長

■提案説明

今回より収支計算書ベースの予算書は廃止し、定時総会や東京都への提出で使用する正式な計算書である正味財産増減計算書ベースに一本化した。

第4号議案―1 令和5年度予算

1 経常利益

会費収益は4年度予算とおおむね同額を計上した。

収益等その他の事業収益は全国協会への貸室日数が技能検定拡大のため増加、会議室収益は539万円の増収を見込んだ。

これらの結果、経常収益計は2億97770万円、4年度予算比はマイナスの1073万円である。

## 2 経常費用 事業費

① 建築物の環境衛生の向上に関する事業費は、隔年開催のビルクリーニング技能競技会の開催費用を計上、4年度比138万円の増となる。

② 犯罪の防止・治安の維持、災害の防止に関する事業費は、「現場警備員のためのQ&A」作成の終了などのため、4年度比マイナス142万円となる。

③ 建築設備機器の事故の防止に関する事業費は、複数のテキスト作成終了のため、4年度比マイナス144万円となる。

④ 普及啓発・活用の事業費は、ビルメンテナンスフェア事業が令和6年度開催に向けて開催準備費用のみ計上、2362万円の減となり、4年度比マイナスの2294万円となる。

⑤ 収益等その他の事業費では、海外研修視察について、5年ぶりの実施に向けて予算計上した。ビルメンテナンス会館管理運営事業は、電力料金的大幅な値上げに伴い、562万円の増となった。協会周年事業は、4年度に60周年記念事業を実施・終了し、5年度は計上していない。

## 管理費

給料手当、福利厚生費は、常勤の設備保全専任講師の採用により増額、管理費計は、358万円の増となった。

以上、経常収益計から経常費用計を差し引いた評価損益等調整前当期経常増減額は、マイナス7275万円となった。

## 第4号議案―3

### 令和5年度予算正味財産増減計算書内訳表

評価損益等調整前当期経常増減額の公1から公4の欄は、いずれもマイナス、すなわち公益事業に係る収入より費用が多くなっており、収支相償の基準を満たしている。

公益目的事業計の比率は61・9%で公益目的事業比率が50%を超え、基準を満たしている。

遊休財産保有限度額は、4年度の時点で60周年記念事業等の実施により遊休財産額が低くなるため、5年度の遊休財産保有率は基準の100%を大きく下回ることが予想される。

以上、令和5年度予算案は公益法人の財務基準を満たしている。

## 第5号議案 令和5年度資金調達及び設備投資の見込みについて 榎本財務委員長

### ■提案説明

本件は都への事業計画提出時の付属書類であり、令和5年度予算とは別に議決するよう東京都より指導されている。

## 1. 資金調達の見込み

融資等を受ける必要のない健全な財政状態であり、資金調達の予定はない。

## 2. 設備投資の見込み

エレベーター更新工事を始め、7件の会館工事を予定、計3530万円となる。エレベーター更新工事は、令和5年度に1基、令和6年度に1基の工事を予定しており、令和6年度も同程度の費用がかかる見込みである。

また、7件のうち4件は、中期修繕計画における令和5年度予定工事ではないが、内装や設備等の消耗度合を勘案し、工事アドバイザーの助言を受けて、令和5年度に実施する。

## 第6号議案 第13回定時総会の招集について

佐々木会長

標記の件について提案説明があり、全会一致で承認された。

### ■提案説明

定款第16条の第1項に基づき、令和5年6月2日（金）、午後2時より、第13回定時総会を招集する。審議事項は、令和4年度事業報告書承認の件、令和4年度決算承認の件、令和5・6年度役員等選任の件である。

開催の方法だが、新型コロナウイルスも5月8日以降は5類へと引き下げられることから、会場出席者にマスクの着用は義務付けしない。また、総会終了後に実施していた懇親会についても、今回は再開したい。

第7号議案 委員会委員の追加選任について  
高橋専務理事

標記の件について提案説明があり、全会一致で承認された。

■提案説明

任期はいずれも令和5年3月1日から6月30日までとなる。

1 警備防災委員会

委員として、調査研究小委員会に、株式会社富士管理の高橋茂雄氏をお願いしたい。高橋氏は、約20年にわたる警備業務の経験を生かし、平成28年から富士管理で専任指導教育責任者を務めている。

教育研修小委員会では、外谷地友幸氏及び間彦滋夫氏に講師をお願いしたい。外谷地氏は、警視庁に42年間勤務した後、現在は、匠大塚株式会社顧問として研修を担当している。間彦氏は、警視庁に38年間勤務した後、現在は、グローバルシップ警備株式会社で指導教育部長兼指導教育担当を務めている。

2 建築物施設保全委員会

教育研修専門委員会に講師として、杉原範彦氏をお願いしたい。杉原氏は、現在、東京都立多摩職業能力開発センター八王子校で電気設備関係の教育を担当し、第一種電気工事士などの資格も有している。

3 報告事項

(1) 全国協会報告 野口東京地区本部長

ア 第53回実態調査報告

3月初旬に『ビルメンテナンス情報年鑑2023』として、全国協会から会員あてに発送した資料の概要版である。

コロナ禍からの復調がうかがえる結果となったが、小規模事業者は引き続き厳しい状況にある。人材確保や賃金上昇に関する悩みごと切迫感を増しており、引き続き現状を注視していく必要があると分析を加えている。今回の調査の回収率は、前回調査から10ポイント減となった。業界が抱える課題などを関係各所に働きかけるには、根拠資料としてより精度の高いデータが必要となる。今年9月には第54回の調査を実施するので、回答に協力を願いたい。

イ 2023年ビルメンテナンス議員連盟に対する要望書の回答

全国協会と全国ビル政連が昨年提出した要望について、ビルメンテナンス議員連盟の橋本聖子会長名義で回答が届いた。東京協会の要望と重なる部分について説明する。

(ア) 年度途中での契約金額の変更について  
昨年11月30日付で厚生労働省及び総務省から各官公庁宛てに通知が発出されている。

(イ) 障害者雇用への支援策

省庁統一審査資格項目に障害者雇用率を新設することに関する要望では、「ガイドラインにおいて競争参加資格として考慮する項目に追加することを検討する」という回答を得た。

(ウ) 環境配慮契約法とエコチューニングのインセンティブ設定について

基本方針の改定に向け手続きを進めているとの回答があったところだが、去る2月24日の閣議決定により「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」が変更された。この変更により、「建築物の維持管理に係る契約」の中に「エコチューニング等を活用し」「運用改善を実施事業者に求めるものとする」という文言が明記された。これにより、同法の対象となる施設では、契約の際にエコチューニング等の活用による改善を事業者に求めることが必要となった。

(2) 委員会報告

ア 総務委員会

木村委員長

(ア) 第57回優良従業員表彰式の案内と対象従業員推薦のお願い

式典開催日は6月19日(月)、会場は東京国際フォーラム、ホールCである。

各社から5名を限度に推薦を受け付けるが、推薦方法については今回からオンライン推薦に変更された。推薦締切日は4月7日である。

### (イ) 令和5年新年賀詞交歓会の実施報告

1月16日にハイアットトリージェンシー東京にて開催した新年賀詞交歓会の結果数字がまとまった。

感染対策から各社最大2名までの参加としたほか、来賓について大きく絞ったため、入場者数は195名と、例年の6割程度であった。同様に、従来の立食式から着席式のフルコースへと変更した。

収支だが、会費は1名1万円としており、収入は178万円、支出は333万9000円、収支差額は155万9000円となった。収入は落ち込んだが、収支差額は予算と比べ大きく減少した。この額を当協会と政治連盟にて2対1の割合で負担しており、協会負担は103万9000円となった。

### イ 労務管理委員会

島田委員長

### 時間外労働の割増賃金率引き上げオンラインセミナーの開催

3月27日、「時間外労働の割増賃金率引き上げオンラインセミナー」を開催する。

今年の4月1日から、月に60時間を超える時間外労働については、中小企業も割増賃金率が大企業と同じ50%に引き上げられる。委員会では、正しい計算方法や間違えやすいポイントなどを解説するリーフレットを作成中で、これをベースとして森井理事に講演いただく。

### ウ 厚生委員会

野口副会長

### 第97回ビルメン野球大会の開催について

当事業は今回で97回目を数える伝統ある事業だが、新型コロナウイルスの感染防止のため、過去3年間大会の中止を余儀なくされた。

チームを擁する会員企業ではこの間、活動の停止もしくは大幅な活動制限をされており、企業チームとしての在り方も大きく変わっている場合があるが、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが第5類に移行することを受け、今回開催する。

### エ 建築物衛生管理委員会

野口委員長

### (ア) 洗剤容器用カラーリングシールの製作

清掃現場では、洗剤をキャニオンスプレーなどの別容器に移し替えて使用しているが、誤って別の洗剤を補充し塩素ガスが発生した事例があるため、液性を色分けにより区別できるシールを作成した。洗剤名や希釈倍率などを書き込むことが可能である。

また、本シールは協会ホームページからデータをダウンロードすることができ、市販のラベルシールに各社が追加で印刷することが可能である。

### (イ) 『ビル清掃の基本と実務 総合テキスト』改訂版の作成

1月に『ビル清掃の基本と実務 総合テキスト』の改訂版を発行した。本冊子は、清掃

現場の責任者クラスの方向けに作成されたもので、講習テキストとしても使用している。今回の改訂では、関係法令の追加に加え、画像なども最新のものに差し替えた。

### オ 建築物施設保全委員会

今井委員長

### (ア) 電気設備と給排水設備の維持管理と事故事例に学ぶセミナーの開催

3月29日に「電気設備と給排水設備の維持管理と事故事例に学ぶ」セミナーを開催する。今回は、3月発行予定の新聞テキスト『知っておきたい建物設備の知識』に掲載している設備の中から電気設備と排水設備に焦点を当て、関東電気保安協会様と東京都下水道局様に各設備の注意すべきポイントや事故事例等について講演いただく。

### (イ) ビルメン企業に求められるBC(事業継続)への取り組みセミナーの実施報告

2月6日に「ビルメン企業に求められるBC(事業継続)への取り組み」セミナーを開催した。セミナーでは、防災教育の専門家から実効性のある事業計画を作成するためのポイントなどを具体的な事例を挙げながら詳しく説明いただいた。参加者は31名。アンケートでは「災害現場での知識のある方からの講演で勉強になった」、あるいは「新たな視点で考えるきっかけになった」など、9割の方が役に立ったと回答した。

### (ウ) 『設備管理責任者のための業務マニュアル』改訂版の作成

昨年12月、『設備管理責任者のための業務マニュアル』の改訂版を発行した。今回の改訂では、内容を全面的にリニューアルし、新たな項目として「責任者の引継ぎのポイント」を追加している。現場責任者の心得から、責任者が特に留意しなければならない業務まで、設備管理責任者の知識向上に役立つ内容を幅広く解説している。

**力 障がい者等自立支援委員会**

工藤委員長

**第21回東京アビリンピックへの協力報告**

2月18日に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部主催の「第21回東京障害者技能競技大会」が開催された。東京協会はこの大会に協賛し、検定委員・補佐員を派遣、開催に協力した。会員企業では、太平ビルサービス株式会社東京支店、澤井翔さんが金賞、株式会社ビケンテクノ東京本部、木村優基さんが努力賞を受賞された。澤井さんは、11月17日から愛知県で開催される第43全国障害者技能競技大会に東京代表として選出される。

**(3) 事務局報告**

高橋専務理事

**ア 主な出来事 (1・2月)**

1月4日 会長年頭挨拶、全国協会会長年頭挨拶

1月11日 地区本部事務局長会議

1月16日 三役会、第125回理事会、新年賀詞交歓会

1月18日 全国協会都道府県協会会長会議及び新年賀詞交歓会

2月7日 三役会

2月8日 地区本部事務局長会議

**イ 今後の予定**

4月4日 三役会、第127回理事会

5月9日 三役会、第128回理事会

6月2日 第13回定時総会、臨時理事会

6月13日 三役会、第129回理事会

6月19日 優良従業員表彰式

(会場：東京国際フォーラム)

7月4日 三役会、第130回理事会、役員・委員の集い、新旧役員懇親会

(会場：浅草ビューホテル)

7月27日 全国協会定時総会

(会場：浅草ビューホテル)

(会場：浅草ビューホテル)

**ウ 会員数の推移**

正会員511社、賛助会員69社

**エ 当協会における新型コロナウイルス感染症対策の変更**

政府が3月13日から、マスクの着用を原則として個人の判断に委ねるという方針を打ち

出したことを受け、当協会でも、受講生に対して求めてきたマスクの着用や体調チェックシートの提出について同日付で廃止し、マスクについては本人の判断に任せることとする。役員、委員、職員についても、原則として同様とする。  
検温の実施や手指消毒などについては、5月8日に廃止する予定。

**オ 令和5年度講習会の案内冊子**

標記資料が完成したので配付する。

**(4) その他**

高橋専務理事

**令和5・6年度東京協会役員・全国協会代議員立候補書類の交付**

令和5・6年度東京協会の役員選任、全国協会代議員の選挙については、4月4日に告示するが、立候補書類は本日交付を開始した。次期役員・代議員として立候補をご検討いただける方は、理事会終了後お持ち帰りいただきたい。後日こちらから郵送することも可能である。



第126回理事会で承認された令和5年度事業計画・予算の概要は次のとおり。

# 令和5年度事業計画

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

令和5年度事業計画のうち、新規項目や重点項目を中心に掲載します。事業計画の詳細は、当協会ホームページ「協会情報」を参照してください。なお、各項目に記載している「1-1-1」等の番号は25ページのマトリクス表に則した事業区分及び事業項目を示しています。

## 第1 建築物の環境衛生の向上に関する事業

### 1-1 調査及び研究の事業

#### 1-1-1 実態調査研究の実施〈建築物衛生管理委員会〉

次の実態調査研究を実施する。

● 新たな床材のメンテナンスに関する調査 **新規**

床材の進化に伴い、清掃によるメンテナンス方法にも変化が生じてきたため、適正な清掃方法や頻度等、日常清掃のメンテナンス方法を調査し、報告書を作成する。

● 注射針の不法投棄防止に向けた外国語版掲示物の作成 **継続**

過年度に注射針の不法投棄及び清掃現場での針刺し事故防止を目的として掲示物を作成したが、今後の訪日外国人の増加を見込み、外国語版を作成する。

### 2 教育及び訓練の事業

#### 1-2-1 研修・講習会の実施〈建築物衛生管理委員会〉

清掃作業従事者の技能向上や人材育成及び新しい清掃技法や資機材紹介のため、次の講習会等を実施する。

● 従事者研修

ア 清掃作業従事者研修 Aコース(認定職業訓練 1回12時間)

年6回

イ 清掃作業従事者研修 Bコース(1回7時間)

年2回

#### 1-2-2 参考書籍・研修教科書の作成

次のテキスト作成等を行う。

● 『よくわかるビルクリーニング技能検定3級指導者向けポイント集(仮)』を作成する。 **新規** 〈障がい者等自立支援委員会〉

● 動画『現場管理者向けロープ高所作業の安全対策(仮)』を作成する。 **新規** 〈労務管理委員会〉

## 第2 犯罪の防止・治安の維持、災害の防止に関する事業

### 1 調査及び研究の事業

#### 2-1-1 実態調査の実施〈警備防災委員会〉

警備・防災業務に関する実態調査を実施する。

警備・防災業務において活用するため、業界従事者の労働環境等についてデータを収集し、「警備業務に関する実態調査」を実施する。(2カ年で実施)

### 2 教育及び訓練の事業

#### 2-2-1 講習会の実施〈警備防災委員会〉

警備員の知識・能力向上のため、次の講習会等を実施する。

なお、法改正に伴う教育時間の減少や各社の社内教育など受講者の継続的な減少に対応するため、開催回数を「新任警備員教育」は1回、「現任警備員教育」のうち「基本教育」は1回、「業務別教育(1号)」は2回、「業務別教育(2号)」は1回減らす。



その他、警備・防災業務に関係する情報を周知するため、警視庁や東京消防庁、専門団体等から講師を招き、会員ニーズや業界動向を踏まえたテーマでセミナーを実施する。

併せて講習会等において必要となる資機材の整備等のほか、指導講師の育成等も実施する。

- 新任警備員教育（認定職業訓練 1回21時間） 縮小 年20回
  - 現任警備員基本教育講習（1回4時間） 縮小 年18回
  - 現任警備員業務別教育（1号）講習（1回6時間） 縮小 年18回
  - 現任警備員業務別教育（2号）講習（1回6時間） 縮小 年4回
  - 専門講習 年6回
- 2-2-2 参考書籍・研修教科書の作成（警備防災委員会）  
『警備防災業務のための確認ポイント下敷き（仮）』を作成する。 新規

### 第3 建築設備機器の事故の防止に関する事業

#### 【1 調査及び研究の事業】

##### 3-1-1 調査研究の実施（建築物施設保全委員会）

- 次の調査研究を実施する。
- 赤外線サーモグラフィの調査研究 新規  
赤外線サーモグラフィを導入する事業所が、効果的に活用できるように各製品の性能評価及び活用方法等について調査研究を行う。
- ビル遠隔監視による常駐設備員の省力化についての調査研究 新規  
人材不足に対するアプローチの一つとして提案されているAI、IoTを活用した遠隔監視による省人化、省力化について調査研究を行う。

#### 【2 教育及び訓練の事業】

##### 3-2-1 研修・講習会の実施（建築物施設保全委員会）

- 設備員の技能向上、人材育成を図るため、次の講習会を実施する。
- また、円滑な講習会運営のため、研修動画の作成、講習会等において必要となる資機材の整備等のほか、指導講師の育成等も実施する。
- 設備管理の基礎 新人教育（認定職業訓練 1回5日間） 年2回

- 法定講習・電気取扱者安全衛生特別教育 年5回
- 専門講習 拡大 年34回

##### 3-2-2 保全セミナーの開催（建築物施設保全委員会）

新しい知識をビル設備管理業務に活かすため、セミナーを実施する。 年2回

##### 3-2-3 参考書籍・講習会資料の作成（建築物施設保全委員会）

- 次のテキストを作成する。
- 『設備管理責任者のためのQ&A』の改訂（2か年で実施） 新規
- 『設備図面の読み方』の増刷 新規
- 『ビル設備管理テキスト（初級編）』の改訂（2か年で実施） 新規

### 第4 普及啓発・活用の事業

#### 【2 教育及び訓練の事業】

##### 4-2-1 労働安全研修・講習会の実施（労務管理委員会）

- ビルメンテナンズ業の労働安全衛生向上のために、各種講習会を実施する。
- 危険予知訓練（KYT）講習 年4回
- リスクアセスメント講習 拡大 年3回
- 安全管理者選任時講習 年1回
- 衛生管理者試験対策講習 年1回

#### 【3 育成の事業】

##### 4-3-3 社会貢献事業（障がい者等自立支援委員会）

- 次の事業を実施する。
- 〈障がい者就労支援事業〉  
清掃現場体験指導（企業での清掃作業現場体験）の実施
- 都内特別支援学校生徒等に実際のビルクリーニング現場を体験してもらうため、清掃現場体験指導（企業での清掃作業現場体験）を実施する。 年15回
- 障がい児（者）に対する自立支援事業

ビルクリーニング技術を通して生徒・児童の自立を支援するため、都内各特別支援学校を訪問し、児童、生徒に対する指導研修等を実施する。

● 研修・講習会の実施

障がい者の清掃技能の向上のため、次の研修等を実施する。また、併せて講習会等で使用する資機材の整備等のほか、指導講師の育成等も実施する。

- ア 障がい者清掃作業指導員コース（認定職業訓練 1回12時間）
- イ よくわかる清掃講習
- セミナーの開催

障がい者雇用に対する企業の理解を深めるためのセミナー等を実施する。

〈障がい者就労支援受託派遣事業等〉

東京都教育庁主催の知的障害特別支援学校生徒を対象とした清掃技能検定への協力

東京都からの依頼を受け、清掃技能検定・教員研修等に委員を派遣する。

4-3-4 品質改善事業の実施〈経営研究委員会〉

ビルメンテナンス業務における品質管理の徹底と品質改善活動の意欲向上を図り、ビルメンテナンス業の発展を促進するために、次の事業を実施する。

- 品質管理に関する各種講習会
- 品質改善フォーラム（勉強会）
- その他普及啓発活動

4-3-5 労働安全衛生の推進事業の実施〈労務管理委員会〉

労働安全衛生意識の向上、関係情報の提供等を図るために、次の事業を実施する。

- 労働安全衛生大会の開催
- 労働災害・無災害企業の募集及び表彰
- 労働安全衛生標語の募集及び表彰
- ヒヤリ・ハット活動報告の募集及び表彰
- 労働安全講師の派遣

年1回  
年1回  
年1回  
年1回  
年10回

【4 普及啓発と活用の事業】

4-4-5 ビルメンテナンスフェアTOKYOの開催  
〈ビルメンテナンスフェア実行委員会〉 隔年

ビルメンテナンス業界の社会へのPRのため、隔年でビルメンテナンスフェアを開催している。次の開催に向け、実行委員会を立ち上げ、広報活動等を実施する。

第5 収益等その他の事業〈共益事業・収益事業〉

【1 調査及び研究の事業】

5-1-1 海外研修視察の実施〈総務委員会〉 隔年

欧州・北米等におけるビルメンテナンス業の実態視察を目的として参加を募り、海外研修視察を実施する。隔年事業であるが、世界的な新型コロナウイルスの蔓延により延期してきたものの、新規感染者数も収束してきたことに鑑み、今年度は計画する。

5-1-3 要望活動の実施〈経営研究委員会〉

建築物の適切な維持管理と健全なビルメンテナンス業の育成を図る観点から、東京都等に対して要望活動を実施する。

【5 その他目的達成に必要な事業】

5-5-1 文化スポーツ親睦事業の実施〈厚生委員会〉

会員従業員の健全な心身の鍛錬に資し、相互の同好者により親睦を図るために、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、以下の事業を実施する。

- 野球大会
- ゴルフ大会
- ボウリング大会
- 東京都交響楽団演奏会招待
- 都立動物園等招待
- 観劇観覧補助
- 日帰りバス旅行

新規  
年1回  
年1回  
年1回  
年4回  
年1回  
年1回

■公益目的事業等区分と定款第4条による各事業項目

公益等区分	第1 建築物の 環境衛生の向上に 関する事業	第2 犯罪の防止・治安 の維持、災害の 防止に関する事業	第3 建築設備機器の 事故の防止に 関する事業	第4 普及啓発・活用の 事業	第5 収益等その他の事業
	(公1)	(公2)	(公3)	(公4)	(共益・収益事業)
1 調査及び 研究の事業	①実態調査研究	①実態調査 ②見学会	①調査研究 ②見学会 ③他地区協会情報 交換会		①海外研修視察 ②公的助成金等周知 ③要望活動
2 教育及び 訓練の事業	①研修・講習会 ②参考書籍・研修 教科書の作成	①講習会 ②参考書籍・研修 教科書の作成 ③法改正・関係 資料送付	①研修・講習会 ②保全セミナー ③参考書籍・ 講習会資料の 作成	①労働安全研修・ 講習会	①労務関係講習 ②労務参考図書作成 ③経営研究セミナー ④法改正・関係資料 送付
3 育成の事業				①相談事業 ②採用等支援事業 ③社会貢献事業 ④品質改善事業 ⑤労働安全衛生 推進事業	①賃金・契約改定状況 周知 ②業界概括調査
4 普及啓発と 活用の事業				①広報誌発行 ②業界・協会 PR 活動 ③協会ホームページ 充実 ④こども絵画コンクール ⑤ビルメンテナンスフェア TOKYO の開催	①各種広報
5 その他目的 達成に必要な 事業	①関係行政機関等 連絡 ②法改正・関係資 料送付 ③専門委員派遣	①関関係行政機関 等連絡 ②専門委員派遣	①専門委員派遣		①文化スポーツ親睦 事業 ②防災対策 ③ビルメンテナンス 会館管理運営事業 ④広聴活動 ⑤新年賀詞交歓会 ⑥表彰事業 ⑦役員・委員の集い ⑧福利厚生事業 ⑨名簿等作成 ⑩役員候補審査事項 ⑪協会周年事業

## 令和5年度予算（正味財産増減計算書ベース）

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

単位 円

科 目	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
会費収益	176,052,000	174,240,000	1,812,000
入会金収益	1,540,000	1,540,000	0
事業収益			
①建築物の環境衛生の向上に関する事業収益	9,454,000	9,756,000	△ 302,000
②犯罪の防止・治安の維持、災害の防止に関する事業収益	11,455,000	12,264,000	△ 809,000
③建築設備機器の事故の防止に関する事業収益	16,299,000	17,921,000	△ 1,622,000
④普及啓発・活用の事業収益	5,787,000	22,401,000	△ 16,614,000
⑤収益等その他の事業収益	77,012,000	70,159,000	6,853,000
雑収益	110,000	162,000	△ 52,000
経常収益 計	297,709,000	308,443,000	△ 10,734,000
(2) 経常費用			
事業費			
①建築物の環境衛生の向上に関する事業費	18,025,000	16,642,000	1,383,000
②犯罪の防止・治安の維持、災害の防止に関する事業費	10,142,000	11,567,000	△ 1,425,000
③建築設備機器の事故の防止に関する事業費	17,507,000	18,947,000	△ 1,440,000
④普及啓発・活用の事業費	44,323,000	67,271,000	△ 22,948,000
⑤収益等その他の事業費	113,716,000	128,331,000	△ 14,615,000
管理費	166,751,993	163,170,327	3,581,666
経常費用 計	370,464,993	405,928,327	△ 35,463,334
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 72,755,993	△ 97,485,327	24,729,334
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用（租税公課）	4,750,000	5,000,000	△ 250,000
収益事業収益振替後当期一般正味財産増減額	△ 77,505,993	△ 102,485,327	24,979,334
一般正味財産期首残高	1,004,956,348	1,016,638,615	△ 11,682,267
一般正味財産期末残高	927,450,355	914,153,288	13,297,067
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
III 正味財産期末残高	927,450,355	914,153,288	13,297,067

# 第45回 海外研修視察のご案内

当協会の海外研修視察は、コロナ禍により開催を中止して参りましたが、世界的に収束に向かっていることから、令和5年度は開催することといたしました。

例年は、欧米を中心に視察してきましたが、今回は初めて南半球に位置するオーストラリア（シドニー）を訪問し、商業ビルやオリンピックスタジアム等の視察のほか、周辺地域の文化・歴史の見聞を予定しております。各社、研修や福利厚生の一環としてご活用くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細なご案内パンフレットや募集要項は、6月上旬の発送を予定しております。

- 1 視察先：オーストラリア（シドニー）
- 2 日程：令和5年10月27日（金）～11月1日（水） 4泊6日
- 3 募集開始：6月上旬
- 4 申込期間：6月上旬～8月末
- 5 費用：約50万円（燃油サーチャージ、消費税込み）
- 6 ご出発までの案内・予定
  - 6月上旬 パンフレット、旅程、お申し込み等のご案内（協会ホームページにも掲載します。）
  - 8月末 参加申込みの締切
  - 10月上旬 事前に渡航説明会

<問い合わせ> (公社) 東京ビルメンテナンス協会 担当：内山、森  
TEL：03-3805-7555 Email: n.uchiyama@tokyo-bm.or.jp

## 社会の主な出来事



3・1	2・28	2・27	2・26	2・25	2・24	2・23	2・22	2・21	2・20	2・19	2・18	2・17	2・16	2・15																
3年ぶりに再開	以来初の80万人割れ	飛行士候補者2名決定	宇宙航空研究開発機構が宇宙	の「おなり」がアニー賞を受賞	北海道・根室で震度5弱の地震	堤大介監督の「ON1」神々山	ら1年経過	ロシアのウクライナ侵攻開始か	一般参賀	天皇誕生日 即位後初めての	上野動物園のパンダ「シャンシ	首都キーウを電撃訪問	バイデン大統領がウクライナの	漫画家 松本零士さん死去（85	イルを非難															
3・13	3・12	3・11	3・10	3・9	3・8	3・7	3・6	3・5	3・4	3・3	3・2	3・2	3・2	3・2																
始める	が4連勝で準々決勝進出	マスク着用「個人の判断」が	第5回ワールド・ベースボー	ル・クラシック（WBC）で日本	米中堅銀行のシリコンバレーバ	ンクが経営破綻	和男氏が正式決定	次期日銀総裁に経済学者の植田	ル校を創設する方針	文部科学省が特別支援学校と小	中高校を一体的に運営するモデ	ル校を創設する方針	大型クルーズ船「ヤマト」プ	リンセスが3年ぶりに日本へ入港	1号機が2段目エンジンが点火	せず失敗	日本の新型主力機H3ロケット	韓国政府が元徴用工訴訟問題の	解決策を正式発表	韓政府が元徴用工訴訟問題の	解決策を正式発表	東京マラソンが新型コロナウイルス	ルス禍前の同規模で開催	初の間接会合が都内で開催	脱炭素を目指すアジア・ゼロエ	ミッション共同体（AZEC）	18歳未満に利用制限	車いすテニス男子の国枝慎吾さ	んに国民栄誉賞決定	動画を投稿アプリ TikTok が

なんでも



相談  
コーナー

# 「もっと儲けるには…」

文：相談員 技術士 坂 康夫

“品質管理”の定義は、「顧客が満足する製品やサービスを適切な価格で、タイミングよく提供するための活動」（日本品質管理学会）とあります。

この定義から品質管理には二つの目的があり、一つは「顧客が満足する製品やサービスを提供する活動」で、この価値の提供により対価をいただき売上の増大につなげます。もう一つが「適切な価格で提供する活動」で、これにより利益の増大につなげます。これらは企業活動の目的に合致しており、「品質管理活動は企業活動そのものである」ことが理解できます。

従って、品質管理活動は余分な活動ではなく、日頃の仕事そのものであることが分かります。

しかし、一部の企業から「わが社は品質管理をやっていない」という話を聞くことがあります。そこで筆者は、「なぜ、品質管理をやるのか？」の問いに対して、品質管理活動は結果として「もっと儲けることができる！」と申し上げたいのです。

儲けるとは利益の増大であり、「利益＝売上－原価」の等式で表すことができ、品質管理は次の目標達成を可能にできるのです。

一つが、「売上げを増やせる」ことです。

品質は提供されたサービスに対するお客様の評価であり、お客様のサービスを選ぶ基準は顧客価値です。顧客価値が高いと競争力優位が得られます。

お客様の期待・ニーズにマッチしたサービスを提供することが売上につながるのです。

もう一つが、「品質総コストが削減できる」ことです。

品質管理をやるとコストや手間が余計にかかると言いますが、やらなければ、もっとコストがかかることになるのです。

品質コストは、「品質総コスト＝予防コスト＋評価コスト＋失敗コスト」の等式で表すことができます。

- 予防コスト：管理・改善、教育等による（評価コスト、失敗コスト）を予防する費用
- 評価コスト：インスペクション、評価、監査等による品質を評価する費用
- 失敗コスト：クレーム、トラブル、事故の処置等に対し対応する費用

予防コスト（品質管理）に適切な投資をすることで、（評価コスト、失敗コスト）が削減でき、トータルの品質総コストを劇的に削減できることになるのです。

「もっと儲けるには…」

品質管理を正しく理解し、実践されることをおすすめします。

## 相談員のご紹介（五十音順）

- 石井 泰幸 氏  
税理士
- 江村 利明 氏  
弁護士
- 金丸 大二 氏  
特定社会保険労務士  
就業規則、給与計算等

- 北山 克己 氏  
建築物環境衛生管理技術者  
ビルクリーニング技能士  
ビル清掃、病院清掃など清掃全般
- 坂 康夫 氏  
技術士  
経営工学・品質管理
- 中辻 一裕 氏  
中小企業診断士  
POP広告、経営、  
マーケティング・コンサルティング

経営等に関するさまざまな  
相談を受け付けております。  
e-mail：pr@tokyo-bm.or.jp まで



## クラウド型出退勤管理システム

# Hu-EMA

## 出退勤管理業務の 業務効率化&リスク軽減



出退勤情報の記録・集計の自動化と、  
スケジュールの作成・管理の簡略化により、  
人的ミスの防止とコスト削減を実現。  
打刻方法は、スマートフォン・電話・ICカードの  
3通りから、自由な組み合わせが可能です。  
打刻漏れや不正な打刻は、システムが自動で  
アラート発報する為、1人現場でも容易に状況把握  
ができ、適切な対応を取ることが出来ます。



スマホ画面イメージ



### 勤務地ごとのスケジュール

勤務地ごとにスケジュールを一覧で作成。勤務時間や出勤予定人数を調整しながら、月別に出退勤を管理。



### 出退勤打刻の自動記録

出退勤打刻をリアルタイムで記録・集計。任意の期間のデータを出力し、市販の給与システムとも連携可能。  
(※別途要費用)



### 多彩なアラート機能

打刻ミスを自動検知し、アラートを発報。スマホからの打刻は、GPS機能で勤務地外からの不正な打刻も検知。

メールでのお問い合わせ先  [ema\\_support@kinboshi-inc.co.jp](mailto:ema_support@kinboshi-inc.co.jp)

株式会社金星 Tel 03-3511-8441 URL: <https://www.kinboshi-inc.co.jp>

※掲載製品の性能等についての説明内容は、当該賛助会員からの情報です。

**製品情報募集**  
(掲載料無料)

賛助会員の皆様からおすすめ製品の情報を募集いたします。  
奮ってご応募ください。

▶ 詳細は当協会事務局 [pr@tokyo-bm.or.jp](mailto:pr@tokyo-bm.or.jp) までご連絡ください。

# 告知板

※3月10日までに協会へご連絡のあった変更情報になります。

赤色の太字部分が変更になった箇所です。

社名	協会登録代表者名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
〈所在地・電話・FAX変更〉 株式会社セントラル アメニティサービス	中村 太朗	104-0061	東京都中央区銀座4-9-6	03-6260-6030	03-6260-6102
〈代表者名変更〉 株式会社ティービーケイ	高木 和也	171-0021	東京都豊島区西池袋3-30-4 K&Hビル4F	03-5950-8017	03-5950-8049
〈所在地変更〉 株式会社アドバンス・ シティ・プランニング	富田 正樹	107-0062	東京都港区南青山1-15-9 第45興和ビル4F	03-3404-6121	03-5785-2801
〈入会〉 株式会社 サニークリーンサービス	沖山 正一	101-0053	東京都千代田区神田美土代町3-3	03-3293-7901	03-3293-7998
ファーストビルサービス 株式会社	江森 佐和子	134-0083	東京都江戸川区 中葛西2-1-11-1号棟	03-5679-2227	03-5679-2247
〈継続入会〉 株式会社OSCクリンネス (旧会員名：株式会社フォルム)	木村 芳夫	185-0012	東京都国分寺市本町4-12-1	042-320-5144	042-320-5190



## ご案内済み一覧

2月20日

### 【協会】

令和5年度講習会パンフレット

### ●セミナー

- (1) 時間外労働の割増賃金率引き上げ(オンライン)
- (2) 電気設備と給排水設備の維持管理と事故事例に学ぶ  
書籍のお知らせ

(1) 新刊：現場警備員のためのQ & A

(2) 改訂：設備管理者のための業務マニュアル  
..ビル清掃の基本と実務総合テキスト

### 【その他団体より】

● フロン漏えい点検パンフレット

(一社) 日本冷凍空調設備工業連合会

(二社) 日本冷凍空調工業会

(二財) 日本冷媒・環境保全機構

3月3日

### 【協会】

● 求人サイト「東京ビルメンお仕事さがし」のご活用について

● 第18回ビルクリーニング技能競技会東京大会  
出場者募集

### ●講習会

(1) 弾性床材&トイレメンテナンス講習

(2) 品質評価法講習(基礎編)

(3) 初心者向け防火防災の基礎

(4) 品質管理基礎コース

● 広報誌「ネットワーク東京」(2023年3月号)

### 【その他団体より】

● 求職者情報 東京都立多摩職業能力開発センター



2月24日、ロシアがウクライナへの軍事侵攻を始めて1年が経ちました。当初一部では「春先には終わるのではないか」とも言われていましたが、2度目の春を迎えてなお終戦の気配を感じることができません。ドローンを軍事利用する令和時代のリアルな戦争は、長期化するにつれ数多の情報の一つとして消費している感覚に陥ることが増えた気がします。テクノロジーの進歩により世界の距離は繋がり、デジタル技術で世界は一つに繋がってもなお歴史が繰り返されるのはなぜなのでしょう。

ウクライナに穏やかな平和の春が訪れますように、一刻も早い終戦・停戦の実現を願って止みません。

一方日本では、コロナ禍以前の日常が本格的に戻ってきました。様々な行動制限が緩和・撤廃され、外国人観光客（インバウンド）が増えてきたことは春らしい明るい話題です。都心の観光要所は外国人ツアー客で溢れ、体感では



8割以上戻ってきたように感じます。先日、原宿のラーメン屋に入ると9割方のお客さんが外国人でした。その状況に娘は「日本のラーメン美味しいね！日本良いね！って色んな国の人たちが言ってくれていれば嬉しいよね」と話していました。世界から日本が愛され、日本もまた世界を愛する——そうした繋がりが世界を平和にできるのなら、こんな素晴らしいことはないのですが。

春は新しい出会いの季節です。

今年もフレッシュな新入社員がやってきます。彼ら彼女らのキラキラオーラは私に○十年前を思い出させてくれます。見た目は無理でも気持ちにはフレッシュに、そしてエネルギーッシュに新たなスタートを切りたいと思います。

本誌「ネットワーク東京」も2月に創刊600号を迎え、本号より表紙デザインをリニューアルしました。新しい出発です。今後より一層皆様のお役に立つ情報を発信していきます！

そして、春は花粉の季節でもあります。今年の東京の花粉飛散量は昨年より2倍以上のこと。花粉症持ちとしては憂鬱な気分です。3月13日以降マスク着用は「個人の判断」に委ねられます。果たして周囲がどうなるか、今はわかりませんが私は花粉が収まるまでマスクは外せそうにありません（この記事は3月1日に執筆しています）。

最後に、この3月に次女が保育園を卒園です。長女の入園以降、足掛け8年の送迎も遂に終わりを迎えます。長いようで振り替えばあっという間でした。子供の成長は本当に早いものだなあつくづく感じるとともに次の世代に平和な世界を引き継いでいくことが我々世代の役目だなど、最後は少々大仰な言葉で締めくくりたいと思います。

株式会社アサヒファイナンス  
大嶋 直樹

広報誌

Network Tokyo

令和5年4月号(第602号)

公益社団法人  
東京ビルメンテナンス協会

〒116-0013  
東京都荒川区西日暮里5-12-5  
ビルメンテナンス会館  
電話 03-3805-7555 (代)  
FAX 03-3805-7550

発行人：佐々木浩二  
編集人：吉澤 幸夫

編集・制作：広報委員会

広報委員会 STAFF

- 委員長 吉澤 幸夫
- 委員 大嶋 直樹  
奥出 隆之  
里見 貴弘  
庄司 和明  
鈴木 英司  
中嶋 徹治

委員五十音順

# 東京マナビルで好評販売中

ビルメンテナンス業務に携わる方のための書籍2冊を改訂しました

## 「設備管理責任者のための業務マニュアル」

現場責任者の日頃の心得から引継ぎのポイントまで設備管理手法のバイブル

現場の責任者  
研修にも最適!

定価 1,980 円  
(会員価格 1,100 円) / 税込

設備管理責任者の技術・知識向上に役立つ書籍が  
全面リニューアル



- |     |                |      |              |
|-----|----------------|------|--------------|
| 第1章 | 設備管理責任者の責務     | 第7章  | 関係図書管理       |
| 第2章 | 設備管理計画書の作成     | 第8章  | 立会い業務        |
| 第3章 | 管理報告書          | 第9章  | 品質管理         |
| 第4章 | 事故の発生状況とその防止対策 | 第10章 | 責任者の引継ぎのポイント |
| 第5章 | 省エネルギー         |      | 資料編          |
| 第6章 | 予備品・備品等の管理     |      |              |



## 「ビル清掃の基本と実務 総合テキスト」

清掃従事者のための幅広い知識を網羅し、  
わかりやすく解説

定価 2,530 円  
(会員価格 1,650 円) / 税込

協会講習会  
でも使用

責任者へのステップアップを図る方などに向けた  
ビル清掃の実務に関する総合テキスト

- |     |               |      |              |
|-----|---------------|------|--------------|
| 第1章 | ビルの環境衛生       | 第6章  | 区域別の手入れ法     |
| 第2章 | ビルの汚れ         | 第7章  | ビルの廃棄物処理     |
| 第3章 | 洗剤と床維持剤       | 第8章  | 労働安全衛生       |
| 第4章 | 建材別の手入れ法      | 第9章  | 作業従事者の心得とマナー |
| 第5章 | 機械器具の種類および使用法 | 第10章 | 関係法令         |



スマート(賢い)クリーニングならマイティメイド

業務用

高効率

高機能

省エネ



コードレスドライバキューム

# PowerTank IV

Cordless vacuum cleaners  
**Mightymaid**

マイティメイド **パワータンク**

## フルモデルチェンジで新登場!!

圧倒的な作業効率

シリーズ最大の吸引力

新バッテリーロック機構



連続作動  
**60/45分**  
標準/パワー  
吸引モード

作動音  
**51/56dB**  
標準/パワー  
吸引モード

※LV9N使用時

HEPA  
フィルター対応  
(オプション)

HEPA



Li-ion  
リチウムイオン電池  
はリサイクルへ

9  
Ah



Clean Innovation Company

**ペンギンワックス株式会社**

本社・工場 大阪市東成区東中本3-10-14(〒537-0021) TEL06(6973)9131

ペンギンワックス 検索

東京支店 TEL 03(3387)9381  
名古屋支店 TEL 052(824)1711  
大阪支店 TEL 06(6973)9131  
福岡支店 TEL 092(451)9411  
札幌営業所 TEL 011(742)3701

仙台営業所 TEL 022(239)5161  
北陸営業所 TEL 076(224)4281  
広島営業所 TEL 082(509)5030  
高松営業所 TEL 087(881)5067

その情報が、  
成功への一歩になる。



## 東京協会メールマガジンにご登録ください

東京ビルメンテナンス協会では、  
ご登録いただいた皆さまに、メールマガジンを配信しています。  
講習会やセミナー、協会事業など、最新の情報をいち早く皆さまの元へ。  
会員の方だけでなく、どなたでも無料でご登録いただけます。



以下URLまたはQRコードから登録申し込みフォームに  
アクセスのうえ、ぜひご登録ください

<https://www.tokyo-bm.or.jp/mail.html>

